



発行 東京都

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

(二) 所在地 中野区本町二丁目四十六番一号
二 委託期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十日まで

告示

目次

37

●東京都告示第五百三十四号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移転資金貸付金償還金の収納委託(建設局用地部管理課)一
- 都立公園の有料公園及び有料施設の使用料の徴収委託(二件)(建設局公園緑地部公園課)一
- 都立公園の有料施設の使用料の徴収委託(八件)(同)二
- 都立公園及び公園施設に係る写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収委託(十二件)(同)三
- 東京都霊園条例等による使用料及び手数料の徴収委託並びに管理料の収納委託(同)六

告示

告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十日まで

告示する。

●東京都告示第五百三十五号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

- 第十九条に規定する都立公園の有料公園及び有料施設の使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 - 1. 公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、赤塚公園の競技場、野球場及びテニスコート、城北中央公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、石神井公園の野球場及びその夜間照明施設、テニスコート並びに野外ステージ、光が丘公園の競技場、野球場、弓道場並びにテニスコート及びそれらの夜間照明施設、大泉中央公園の競技場並びに野球場及びその夜間照明施設、舍人公園の競技場並びに野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、水元公園の集会場、篠崎公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、武蔵野中央公園のテニスコート及びそれらの夜間照明施設並びにサッカーフィールド、神代植物公園及び神代植物公園植物会館の集会場、小山田緑地の野球場、小金井公園の野球場、テニスコート及び弓道場、東大和南公園の野球場及びテニスコート並びに秋留台公園の競技場

告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京動物園協会

(二) 所在地 台東区池之端二丁目九番七号

●東京都告示第五百三十三号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例(昭和四十八年東京都条例第四十五号)に規定する移転資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

物公園並びに井の頭自然文化園及びその集会場

三 委託施設 恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動植物園並びに井の頭自然文化園及びその集会場

● 東京都告示第五百三十六号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京南部パークスグループ

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 日比谷公園のテニスコート及びその夜間照明施設、明施設、大音楽堂、小音楽堂並びに陳列場

芝公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、蘆花恒春園の集会場並びに祖師谷公園のテニスコート

● 東京都告示第五百三十七号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

日まで

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス東部地区グループ
(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 猿江恩賜公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、亀戸中央公園のテニスコート及びその夜間照明施設、東綾瀬公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設並びに大島小松川公園の野球場、テニスコート、サッカーフィールド及びそれらの夜間照明施設

項目の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス東部地区グループ
(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 猿江恩賜公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、亀戸中央公園のテニスコート及びその夜間照明施設、東綾瀬公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設並びに大島小松川公園の野球場、テニスコート、サッカーフィールド及びそれらの夜間照明施設

● 東京都告示第五百三十九号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 西武・多摩部の公園パートナーズ
(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 陸南公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設

● 東京都告示第五百四十号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

日まで

一 委託した相手方

(一) 名称 西武・武藏野パートナーズ
(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 陸南公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設

三 委託施設 武蔵野公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設並びに野川公園のテニスコート

● 東京都告示第五百四十一号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都知事 小池百合子
(二) 所在地 東京都知事 小池百合子

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設

● 東京都告示第五百四十二号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

日まで

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都知事 小池百合子
(二) 所在地 東京都知事 小池百合子

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス夢の島グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 夢の島公園の競技場及び夢の島熱帯植物館

◎東京都告示第五百四十一号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

一 委託した相手方 東京都知事 小池百合子

(一) 名称 株式会社 ELS

二 委託期間 墨田区墨田四丁目三十四番一号 日まで

三 委託施設 上野恩賜公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設並びに野外ステージ

◎東京都告示第五百四十二号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治

法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一

項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 ニッセイファシリティ株式会社

(二) 所在地 杉並区上高井戸一丁目二十五番十七号 日まで

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 井の頭恩賜公園の競技場、野球場及びテニスコート

◎東京都告示第五百四十三号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用

料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一

項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社ベースアイ

二 委託期間 墨田区墨田四丁目三十四番一号 日まで

三 委託施設 上野恩賜公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設並びに野外ステージ

◎東京都告示第五百四十四号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占

用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治

法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一

項の規定に基づき、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番二号 日まで

二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 戸山公園、東白鬚公園、木場公園、砧公園、駒沢オリンピック公園、代々木公園、善福寺公園、和田堀公園、高井戸公園、汐入公園、浮間公園、赤塚公園、城北中央公園、石神井公園、光が丘公園、大泉中央公園、舍人公園、水元公園、篠ヶ谷公園、葛西臨海公園、長沼公園、平山城址公園、武蔵野中央公園、府中の森公園、神代植物公園、武蔵野の森公園、小山田公園、小山内裏公園、小金井公園、東村山中央公園、東大和南公園、桜ヶ丘公園、秋留台公園、大神山公園、浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園及び殿ヶ谷戸庭園

◎東京都告示第五百四十五号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務

(一) 名称 公益財団法人東京動物園協会
(二) 所在地 台東区池之端二丁目九番七号
二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
三 委託施設 恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園及び井の頭自然文化園
◎ 東京都告示第五百五十五号
東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)
第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
令和四年四月一日
東京都知事 小池百合子
一 委託した相手方
(一) 名称 株式会社 ELS
(二) 所在地 墨田区墨田四丁目三十四番一号
二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
三 委託施設 上野恩賜公園

び売店を設けるための土地の使用許可に係るものと除く。)及び手数料並びに東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)に規定する手数料(埋蔵・収蔵施設の使用証明、埋蔵・収蔵証明、火葬証明及び分骨証明に係るものに限る。)の徴収の事務並びに霊園条例に規定する管理料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
令和四年四月一日
東京都知事 小池百合子
一 委託した相手方
(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会
(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号
二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
三 委託施設 多磨霊園、八柱霊園、小平霊園、八王子靈園、青山霊園、谷中霊園、雜司ヶ谷霊園、染井霊園及び瑞江葬儀所

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 ○三(五三三二)一一一(代) 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 三〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号 電話 ○三(三八一二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001



リサイクル適性①

このマークは、この商品が
リサイクルして作成されました。

FSC® C006270